

令和2年度定期監査等の結果に基づく措置内容

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
企画財政部	企画政策課	<p>正則コミュニティセンター使用料について、条例では、利用の許可を受けた者が使用料を利用日までに納付すると規定されており、利用許可について、規則では、利用を許可したときは利用許可書を交付するとの規定のほか、使用料の納付が確認できたときは、予約確認書に利用を許可する旨を記して許可書に代えることができる」と規定されている。</p> <p>現在、申請者に予約確認書と納入通知書を送付し、使用料の納付確認後に、当該予約確認書に利用を許可する旨を記して許可書に代える運用が行われているが、条例に基づく運用とはなっておらず、公の施設の利用許可は行政処分であることから、公印を押印した利用許可書により許可をした上で納入通知書を発するよう改善されたい。</p>	<p>令和4年4月1日以降に施設利用を許可するものについては、施設を利用する者に対し公印を押印した利用許可書を交付するとともに、納入通知書を発行し、条例に基づく運用とする。また、あま市正則コミュニティセンター条例施行規則第5条第2項の規定は、条例に基づく運用と異なることから削除する。</p>	R4. 1. 7
市民生活部	保険医療課	<p>国民健康保険税の返還金は、国民健康保険税（資産割額に限る。）に係る過誤納金のうち地方税法の規定により還付し得ない過誤納金が生じた場合に、還付不能金に利息相当額を加算して返還するものである。</p> <p>返還金を支払った事例の一部において、利息相当額の算出を誤り、返還金が過少となっていたので、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>ご指摘の事例においては、該当者に連絡のうえ、令和2年12月25日に不足額の支払いを完了した。</p> <p>今後の算出誤りが発生しないよう、還付不能金額並びに利息の始期及び終期を入力することで、利息相当額が算定できる計算シートを作成した。</p>	R3. 3. 30
市民生活部	環境衛生課	<p>コミュニティプラザ萱津浴場水質検査業務について、採水業務を除き、水質検査の主要業務が再委託されていた。また、契約書には再委託の禁止事項について規定されていなかった。</p> <p>業者の選定に当たっては、業務全体を履行できる業者を選定するとともに、契約書には原則再委託を禁止する旨の条項を記載されたい。</p>	<p>令和3年度の契約から、業務全体を履行できる業者を選定し、契約書には業務の再委託の禁止における条項を記載した。</p>	R3. 4. 9
市民生活部	環境衛生課	<p>廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料について、許可申請時に許可申請手数料を納入しなければならないと規定されているが、許可書交付時に徴収する運用が行われていた。</p> <p>市公式ウェブサイトにおいても誤った告知がされていたので、改善されたい。</p>	<p>廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料については、指摘を受けた以降は、許可申請時に手数料を徴収することとした。</p> <p>また、市公式ウェブサイトに掲載していた告知についても、指摘後速やかに許可申請時に手数料を徴収する旨の記載に変更した。</p>	R3. 4. 9

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
市民生活部	環境衛生課	コミュニティプラザ萱津の利用許可の手続について、利用日の属する月の3か月前から利用許可申請を受け付けているが、利用許可書の発行は利用日当日（利用日が複数の場合はそれらの日の初日）に行い、使用料も利用日当日に徴収する運用が行われていた。 申請日から許可日まで最大で3か月を要していることから、利用許可申請を受けたら速やかにその可否を決定するとともに、許可日に合わせて調定して納入通知書を発するよう改善されたい。	令和3年1月以降の利用許可申請から、速やかに利用許可書を発行し、利用許可書の日付で納付書の発行及び調定を行い、あま市会計事務取扱要領に定められた納期限の納付書を発付することとした。	R3.4.9
市民生活部	環境衛生課	コミュニティプラザ萱津使用料について、減免を受けようとする者は減免申請書を提出しなければならないが、減免を決定したときは減免決定通知書により通知すると規定されているが、減免申請書が徴取されていない事例、減免申請書は徴取されているが減免決定通知書による通知がされていない事例があった。	令和3年1月以降に減免対象の団体から利用許可申請があった場合は、減免申請書を徴取し、減免の可否決定後は利用者に減免決定通知書を通知することとした。	R3.4.9
福祉部	子育て支援課	保育園給食費（園児副食費）の督促は、督促状により行わなければならないと規定されているが、口頭による催促のみで督促状は発せられていなかった。 保育園と調整して督促状を発するよう、適切な事務処理に努められたい。	督促状のひな形を作成、徴収台帳を修正することにより、各保育園にて書面で督促状を発行できるよう事務処理を改めた。	R3.8.10
福祉部	子育て支援課	児童手当返還金、児童扶養手当返還金、市遺児手当返還金、保育園運営費負担金及び放課後児童健全育成事業負担金の返還決定通知書又は督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。	児童手当返還金、児童扶養手当返還金及び市遺児手当返還金の返還決定通知書に不服申立ての教示を記載した。 保育園運営費負担金及び放課後児童健全育成事業負担金の督促状に不服申立ての教示を記載した。	R3.8.10
福祉部	子育て支援課	保育園運営費負担金及び放課後児童健全育成事業負担金について、一部において時効により消滅した債権も含めて催告されている事例があった。 公債権は、時効の援用が不要であり、時効期間経過後、絶対的に消滅することとなるため、消滅時効となる時期を的確に把握されたい。	次回催告時には、時効期間が経過していないか改めて確認することとした。	R3.8.10
上下水道部	下水道課	下水道事業受益者負担金の督促について、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないところ、当初の納期限が記載されていた。	今回の督促状の発送が令和3年8月に予定されており、その発送日より督促によって納付すべき指定納期限を記載するようにした。	R3.7.21
上下水道部	下水道課	下水道事業受益者負担金の督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。	令和3年8月に発送予定の督促状より不服申立ての教示をするようにした。	R3.7.21

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
教育部	生涯学習課	七宝公民館使用料について、減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならないと規定されているが、減免申請書を徴取せず減免の承認が行われていた。	令和3年4月1日以降に減免を受けようとする者から利用予約申請があった場合は、減免申請書を徴取するようにし、決裁後、承認又は不承認の旨を申請者に通知した。	R3. 5. 22
教育部	生涯学習課	七宝公民館使用料を収入するときは、利用許可に合わせて調定を行い、利用者に対して納入の通知を行うものであるが、使用料の納付後に調定が行われていた。 納付後の調定が認められるのは、性質上納付前に調定できない歳入に限られているため、事前に調定するよう適切な事務処理に努められたい。	令和5年1月の予約分から、予約審査日（利用許可日）で調定を行うこととした。	R5. 2. 8
教育部	生涯学習課	会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、一般に利用し得る最短の経路の長さによる通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給されることとされているが、一部において実際の通勤距離を用いて算定したことにより、支給すべき費用弁償が過支給となっている事例があった。 費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。	当該会計年度任用職員の採用（令和元年11月1日）から令和3年1月末までの過支給分について、3月11日（木）に返納された。 また、当該職員以外の会計年度任用職員の通勤届についても、再度全員分の点検、確認を行った。	R3. 4. 9
市民生活部	健康推進課 (甚目寺地域福祉センター)	甚目寺総合福祉会館の利用料金について、減免を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならないと規定されているが、減免申請書が徴取されておらず、減免団体の一覧表を決裁することにより減免が行われていた。 指定管理者である社会福祉協議会に対し、規則に基づき適切な事務処理を行うよう指導されたい。	指定管理者であるあま市社会福祉協議会に対し、今後は、規則に基づき適切な事務処理を行うよう通知した。 あま市社会福祉協議会においては、令和2年11月以降に減免対象の団体から利用予約申請があった場合は、減免申請書を徴取するようにした。	R3. 3. 30